

函館盲聾教育後援会規則

(令和2年6月22日一部改正)

- 第1条 本会は、函館盲聾教育後援会と称し、事務局は北海道函館盲学校、北海道函館聾学校交互に担当する。
- 第2条 本会は、盲聾児の修学援助、学校施設の充実促進、教職員の研修助成その他盲聾教育の振興上必要な事業を行うことを目的とする。
- 第3条 本会は、本会の目的に賛同し、会費年額一口（1,000円）以上を納める者をもって会員とする。
- 第4条 本会に、役員として、会長1名、副会長2名、常任理事1名、理事若干名及び監査2名を置く。なお、名誉会長、相談役を置くことができる。
- 第5条 会長、副会長、常任理事は、理事が互選する。
- 2 理事は、会長が会員の内より委嘱する。
 - 3 監査は、理事会において会員の内より選任する。
 - 4 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 常任理事は、庶務会計に関する事務を処理する。
 - 4 理事は、重要な会務を議決する。
 - 5 監査は、会計を監査する。
- 第7条 本会に、職員として、幹事若干名を置き、会長が委嘱する。
- 第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 本会は原則、隔年で総会を実施する。総会を実施しない年度は理事会をもって総会とする。
- 第10条 本会の予算、決算、その他重要な会務は、総会及び理事会の議決を経て、会員に報告する。
- 第11条 本会の規則は、総会及び理事会の議決を経て変更することができる。